

平成23年度幼稚園就園奨励事業の実施について（お知らせ）

【趣 旨】

八戸市では、幼稚園教育の一層の普及充実を図るために、お子さんを私立幼稚園に通わせているご家庭を対象に、その世帯の所得状況に応じて「保育料等」を減免する事業を実施しています。

この事業は、保護者の方に直接補助金を交付するのではなく、保護者の方に保育料等の減免を行った幼稚園に対して、減免額に相当する額を補助金として交付しているものです。この減免を受けるための手続きは、各幼稚園が窓口となります。

なお、この事業については、文部科学省から一部補助を受けています。

【対象となる「園児」「世帯」および「補助（減免）限度額】

八戸市に住民登録があり、満3歳の誕生日を迎えている園児が対象となります。

また、園児の属する世帯の状況により、下の表のいずれかの補助（減免）限度額となります。

「階層区分」は、園児の父母および世帯構成員等の市民税所得割課税額の合計額で判断します。なお、基準となる所得割課税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額で判断することになりますので、ご注意ください。

【補助（減免）限度額】

階層区分	基準 (平成23年度の市民税所得割課税額の世帯合計額)	小学校1～3年生の兄弟がいない世帯 (就園している園児の最年長者から数えます。)			小学校1～3年生の兄弟がいる世帯 (小1～小3の兄弟のうち最年長者を第1子と数えます。)	
		園 児			園 児	
		1人目	2人目	3人目以降	2人目	3人目以降
1	生活保護法の規定による保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律の 規定による支援給付を受けている世帯	223,200	264,000	303,000	244,000	303,000
2	市民税が非課税の世帯 市民税所得割額が非課税の世帯	193,200	249,000		222,000	
3	市民税所得割額が34,500以下の世帯	109,200	207,000		159,000	
4	市民税所得割額が183,000円以下の世帯	46,800	175,000		111,000	
市町村民税所得割額が183,000円を超える世帯		補助（減免）の対象となりません				

★補助（減免）限度額は、年額（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで在園、かつ住民登録・外国人登録をしている場合）で表示しています。

★年度途中の入園、退園の場合には、八戸市に住所を有する月数や、保育料の支払い月数に応じて月割で補助（減免）の対象とし、満3歳児は、誕生日が属する月から補助（減免）の対象とします。

ただし、補助については、10月末までに幼稚園に入園の意向を申出いただくことが条件となります。

## 【必要書類】

※減免申請にあたって下記の書類が必要です。

	市教委が世帯員の住民基本台帳及び課税台帳の閲覧をすることに同意する場合	市教委が世帯員の住民基本台帳及び課税台帳の閲覧をすることに同意しない場合
平成 23 年 1 月 1 日現在 八戸市に住民 登録がある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料等減免措置に関する調書</li> <li>○児童相談所または市福祉事務所で交付される受給者証のコピー</li> <li>★障害児通園施設に通う就学前児童の兄・姉を有する場合のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料等減免措置に関する調書</li> <li>○住民票</li> <li>○平成 23 年度の市民税課税額がわかる書類（下記の【証明書類】参照）</li> <li>○住宅ローン控除の適用を受けている方はその金額がわかる証明書 (平成 23 年度分市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の写し、など)</li> <li>○ 受給者証のコピー (★に該当する方のみ)</li> </ul>
平成 23 年 1 月 1 日現在 八戸市に住民 登録がない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料等減免措置に関する調書</li> <li>○平成 23 年度の市民税課税額がわかる書類（下記の【証明書類】参照）</li> <li>○住宅ローン控除の適用を受けている方はその金額がわかる証明書 (平成 23 年度分市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の写し、など)</li> <li>○受給者証のコピー (★に該当する方のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料等減免措置に関する調書</li> <li>○住民票</li> <li>○平成 23 年度の市民税課税額がわかる書類（下記の【証明書類】参照）</li> <li>○住宅ローン控除の適用を受けている方はその金額がわかる証明書 (平成 23 年度分市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の写し、など)</li> <li>○受給者証のコピー (★に該当する方のみ)</li> </ul>

\* 生活保護法の規定による保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯に該当する場合は、八戸市福祉事務所発行の証明書の写しが必要となります。

## 【証明書類】

区 分		添付書類	添付書類配布先	備考
A	給与所得者の方	平成 23 年度市（区町村）民税・県（都道府）民税特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー	6 月頃勤務先より渡されます。	コピーの提出には、必ず下記の項目が記載されている必要があります。 ・氏名 ・市（区町村）民税所得割額 ・市（区町村）民税所得割額
B	個人事業主・自営業の方など	平成 23 年度市（区町村）民税・県（都道府）民税課税明細書のコピー	6 月に市役所より送られてきます。	
上記 A・B の証明書類がない場合		平成 23 年度市（区町村）民税・県（都道府）民税課税証明書	平成 23 年 1 月 1 日に住民登録がある市区町村長に請求してください。	

\* 税務署で修正申告をする(した)場合は、修正後の課税証明書を、必ず平成 23 年 10 月 31 日(月)までに在園している幼稚園まで提出してください。期限内に提出がない場合は、修正前の課税額で補助(減免)額が決定されます。

\* 園児の保護者が単身赴任等により八戸市以外で課税されている場合は、平成 23 年度の市民税課税額が確認できるもの(上記【証明書類】参考)を添付してください。

◎申請についてのお問い合わせは各幼稚園にお願いします。